



平成 30 年度総合文化祭のご案内

日時：平成 30 年 11 月 2 日（金）・ 3 日（土）

場所：占冠村コミュニティプラザ

総合センター 1 階 和室

内容：作品展、囲碁・将棋、芸能発表

芸術の秋、今年も総合文化祭の季節がやってまいります。公民館及び文化連盟では村内の文化・芸術作品を一堂に集め、広く村民の皆さんに鑑賞していただき、郷土の文化・芸能の振興を図ることを目的に総合文化祭を開催しております。ぜひ皆さまお誘い合わせのうえお越しください。



○作品展募集！

占冠村総合文化祭で展示する作品を募集いたします。書道・絵画・手芸・写真など、作品の内容は自由となっていますので、たくさんの出品をお待ちしております。

※作品搬入方法

下記日時にコミュニティプラザへ作品をご持参ください。

11月1日（木）9：00～18：00まで

都合の悪い方は教育委員会社会教育（56-2183）までご連絡いただければ、事前に受け付けます。

○芸能発表者募集！

村民の皆さんの村民の皆さんによる総合文化祭です。日頃の練習の成果をぜひ総合文化祭の芸能発表で発表してみませんか？

発表いただける方は10月24日（水）までに教育委員会社会教育担当（56-2183）までご連絡ください。



北海道胆振東部地震「義援金」募金箱の設置について

平成 30 年 9 月 6 日未明に発生した北海道胆振東部を震源とする大規模な地震は、胆振地方を中心に甚大な被害をもたらしました。この災害により被災した公民館の復旧支援のため、全道の公民館にて義援金を受け付けています。占冠村総合センター、トナムコミュニティセンターに募金箱を設置しておりますので、皆様の暖かいご支援をよろしくお願いいたします。



【野生動物対策の状況について】

村内の野生動物に関する情報をお知らせいたします。

■お問い合わせ

林業振興室

電話 56-2174

エゾシカ

10月ともなれば、シカたちは冬毛に変わり、繁殖行動を始めます。黒く隆々とした雄ジカの、迫力に満ちた立ち姿や恋の雄叫びは、私たちの心をも、何か人さびしくそぞろにするように感じられます。

8月のシカ捕獲数は46頭で、依然高水準でした。



ヒグマ

上トマムと双珠別の出没頻度は、8月中旬以降は低下していましたが、完全に途切れることはなく、9月中旬に至っても散発的に見られています。

8月下旬に双珠別で、農業ハウスやゴミを荒らして



双珠別の駆除対象個体
(8/21 撮影・8/24 捕獲)

いた若いクマ1頭が駆除されました。これは問題行動の察知から調査による個体識別、威嚇による追い払いへと進み、原因物除去と捕獲の方針決定を経て、特定個体の捕獲へと至った初めての事例でした。人身被害を出さ

ず、円滑に実施できたのは、ひとえに地域住民の皆様

の沉着冷静な出没対応と、素早くて確かな情報提供の賜物と感謝しております。
このほか、双珠別の他の人馴れ個体へは、花火やゴム弾による威嚇で当面の効果を得ています。一方、デントコーン畑の被害対応は、柵や追い払いでは困難であり、銃や箱わなで侵入個体の捕獲に努めています。今期は9月13日現在までに6頭が捕獲されました。さ

らに今期は養蜂の被害も複数個所で発生していますが、原因個体の排除には至っていません。

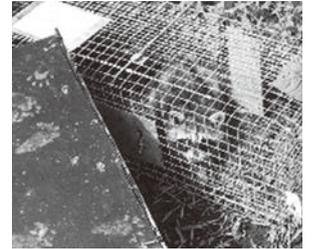
今秋はミズナラ堅果(ドングリ)が豊作と見られ、クルミも平年通りで、餌不足による市街地への過度な出没はないとの予想です。しかしながら山林内では人身事故が起りやすい季節であり、十分にご注意ください。最新の情報は村ホームページをご覧ください。



たわわに実ったミズナラの枝先(9/7 双珠別)

アライグマ

8月以降の中央地区での農作物被害に対応し、重点的な捕獲努力により、9月13日現在までに4頭を捕獲しました。これで今年度の捕獲数は10頭となり、平成27年の7頭を超えて記録更新中です。いっそうの捕獲のため、情報提供や罠掛け作業への参加に、皆様のご協力をお願いいたします。



8/20 宮下地区

◆占冠村猟区について◆

10月からのシカ猟期中、占冠村猟区では住民や狩猟者の安全、安心のため、入猟の調整と狩猟ガイドを行い、適正な狩猟の実施に努めます。国有林のレクリエーション利用をご予定の方や、ご不明、ご心配な点がある方は、お気軽にお問い合わせください。

こちら 駐在所 です

占冠駐在所 TEL 56-2110

みんなで築こう、安全安心な大地

全国地域安全運動が実施されます

- 運動期間 10月11日(木)～20日(土)までの10日間
- 運動重点 ①子どもと女性の犯罪被害防止 ②特殊詐欺の被害防止

子どもと女性の犯罪被害防止のポイント

- 防犯標語「いかのおすし」を使った繰り返しの防犯指導や、登下校時の見守り活動を行いましょう。
- イヤホンで音楽を聴きながら、スマートフォンを操作しながらの「ながら歩き」はしないようにしましょう。

特殊詐欺の被害防止のポイント

- 「民事訴訟最終通告」などというはがきが届いたら架空請求詐欺です。すぐに警察に相談してください。
- 「有料動画の未納料金」など身に覚えのない料金を請求されたら、架空請求詐欺を疑いましょう。